

# 2024 年度 神奈川工科大学学部生給付奨学金（入学前予約型）

## 募集要領

### 制度の概要

神奈川工科大学では、勉学意欲旺盛な学部生を経済的に支援しその就学の機会を支援することによって創造性に富んだ科学技術者を育成し社会に貢献することを目的として「学部生給付型奨学金」の奨学生を募集します。

### <奨学金額と定員>

- 奨学金は年間60万円（6月末、11月末に各30万円ずつ給付）。
  - 原則として4年間給付され定員は1学年50名です。（給付のため原則として返還不要）
- ※高等教育の修学支援新制度(授業料等減免・給付型奨学金)との併用は認めません。  
ただし、高等教育の修学支援新制度への申請の制限は致しませんので  
高等教育の修学支援新制度で支援を受ける場合は、本学奨学金の受給資格は取消しとなります。

### 奨学金の採用候補者の申請

### <奨学金の採用候補者>

まず初めに、入学前に奨学金の採用候補者となる必要があります。この奨学金の採用候補者となった受験生が、神奈川工科大学に入学し所定の手続きを経た場合に、この奨学金の奨学生となり、奨学金の給付を受けることが出来るようになります。

### <申請資格>

以下の（1）～（5）にすべて該当する方。

- （1）神奈川工科大学への入学を強く希望し、2024年度入試の「総合型選抜・学校推薦型選抜」、「一般選抜（一般入試・共通テスト方式）」何れかに出願予定の方。
- （2）日本国籍を有する者または永住者もしくはこれらの配偶者、法定特別永住者、定住者のいずれかであること。
- （3）全体の学習成績の状況が3.0以上であること。
- （4）申請をする方の父母の令和4年分の収入・所得の合算が、次の区分に応じそれぞれに定める金額であること。
  - ① 給与・年金収入の場合：収入800万円未満
  - ② 事業所得、その他の所得の場合：所得350万円未満
- （5）文部科学省のCEFR対照表掲載の外部検定等のスコアを提出できること。  
※CEFRとは主に外国語運用能力を評価するためヨーロッパで使用されている基準を言い、日本では英語4技能の評価の際用いられています。

### <奨学金の採用候補者の決定>

申請をした受験生（受験予定者を含む）について、申請書類に基づき総合的に審査を行い奨学生候補者を決定しお知らせします。

### <申請書類>

- (1) 申請書
  - (2) 「大学進学志望及び奨学金申請の理由書」（全 800 字程度）  
市販の原稿用紙を使用してください。）
  - (3) 調査書（厳封。開封無効）
  - (4) 文部科学省の CEFR 対照表記載の英語 4 技能検定等のスコアの写し
  - (5) 令和 5 年度所得（課税）証明書（世帯全員分）原本  
※父母等のうち収入が無い方がいる場合、その方については非課税証明書
  - (6) 本学から依頼のあった追加書類（必要に応じ連絡いたします）
- ※提出いただいた書類は、理由の如何に拘わらずお返ししませんので、提出に当たっては各自で控えをお取りください。

<申請期間> 令和 5 年 9 月 1 日～同年 9 月 3 0 日 消印有効（郵送に限る）  
申請期間を過ぎた消印は一切受け付けません（持参不可）。

<結果通知> 令和 5 年 10 月下旬に文書にてお知らせします。

### 奨学金の給付

#### <奨学生の採用>

奨学金の採用候補者は、入学後に所定の手続きを経て奨学生となり奨学金の給付が始まります。所定の手続きについては別途お知らせします。

#### <奨学金の給付>

奨学金の給付は、各学年とも 6 月末と 11 月末にそれぞれ 30 万円を給付します。給付の方法は学生本人名義の銀行口座への振込となります。また給付期間は原則として入学後連続する 4 年間としますが、各学年末に学業成績による継続判定を行い所定の継続要件を満たさなかった場合は廃止（打切り）となります。

### 休学期間中の取扱

奨学金の給付は、休学している期間は停止します。

### 奨学金の廃止

次のいずれか一つでも該当する状況となった場合は、その時点で奨学金の給付は廃止します。給付の再開はありません。

(1) 次の継続要件を満たさないこととなった場合

① 2年次継続要件

1年次末の成績が累計GPA2.50以上で累計修得単位数が40単位以上

② 3年次継続要件

2年次末の成績が累計GPA2.50以上で累計修得単位数が80単位以上

③ 4年次継続要件

3年次末の成績が累計GPA2.50以上で卒業研究着手要件充足

(2) 停学処分を受けた場合

(3) 卒業研究に着手できなかった場合

(4) 授業料の未納状態が半期を超えて続いた場合

(5) 学籍を失った場合

### 資格の取消

手続きに不正があった場合、申請に虚偽があった場合、または本人が記すべき理由書等に本人以外による加筆等があった場合は直ちに奨学生としての資格を取り消し、入学時に遡って給付済みの奨学金を返還していただきます。この場合、返還金額は授業料の未納額とみなし返還されない場合は除籍対象となります。

お問い合わせ先

神奈川工科大学 学生課 学部生給付奨学金（入学前予約型）係

電話番号 046-241-9394